

(案)
和泉市シェアサイクル事業に関する協定

和泉市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、和泉市シェアサイクル事業（以下「事業」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民及び市内への来訪者に対し、自転車の共同利用サービス（シェアサイクル）を提供することにより、商業施設、観光施設への交通アクセスの利便性の向上を図り、来訪促進事業の推進及び公共交通の機能保管に資することを目的とする。

（実施期間）

第2条 事業の実施期間は、2026年4月1日から 2031年3月31日までとする。

（シェアサイクル事業の運営）

第3条 乙は、次の条件を満たしたうえで、事業を実施する。

- (1) 設置したサイクルポートにおいて自転車の貸出し・返却が可能となるシステムであること。
- (2) 各サイクルポートに設置した台数以上の駐輪が行われない運用とすること。
- (3) 自転車には防犯登録を行うこと。また、盗難防止対策を講じること。
- (4) 利用者への自転車利用ルール及びマナーの啓発を行うこと。
- (5) 放置自転車抑制に寄与する取組とし、サイクルポート内における一般自転車の放置自転車対策を行うこと。
- (6) 利用者に対して自転車を放置しないよう周知徹底するとともに、放置が確認された場合は速やかに回収すること。
- (7) 事業で使用する自転車が放置自転車として甲が定める条例等に基づき、移動・保管された場合には、乙の責任において速やかに返還手続きを行い、移動保管手数料等を負担すること。
- (8) 事故、トラブル時の対応を明確化し、利用者に示すとともに、24時間問合せ、苦情対応が可能なオペレーションセンター等を設置すること。
- (9) 各サイクルポートの自転車の配置台数に偏りが生じた場合に再配置する等、利用者の利便性を損なわない運営をすること。
- (10) 自転車については、制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- (11) サイクルポート及び自転車のメンテナンスは専門知識、技術力のある者が定期的に行うこと。
- (12) サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (13) 利用者属性、利用時間、区間、利用者アンケート等について、データで提供できるシ

ステムを構築すること。

- (14) 事業の利用状況（登録者数、利用者数）、移動データ、収支状況を定期的及び甲が求める時期に提供すること。

(地域政策への協力)

第4条 事業の実施に当たっては、甲が掲げる自転車の安全で適正な利用を促進するための自転車関係施策を踏まえたものとすること。また、甲から政策課題の解決のための実証実験として協力を求められた場合、これに応じるものとし、具体的な内容等については甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第5条 事業の実施に係る施設及び機材の整備、第2条に規定する実施期間（以下「実施期間」という。）終了後の原状回復並びに事業の運営に関する費用は、全て乙の負担とし、甲は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しない。

- 2 甲が制定する条例の規定により、事業に使用する自転車が移動又は保管された場合の費用は、乙が負担する。
- 3 甲が実施する実証実験に協力するために別途費用が必要となった場合、甲及び乙が協議の上、費用負担を決定する。
- 4 市有施設に設置する場合は、甲から許可を受けること。目的外使用料については、協同事業として、50%減免対象とする。

(事業の変更)

第6条 乙は、事業の実施に当たり、次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ文書又は別途甲と乙とが合意した方法により、甲に届け出るものとする。

- (1) 利用料金の変更
- (2) 利用方法の変更
- (3) 甲が所有する公有施設に係るサイクルポートの変更
- (4) 事業に付帯又は派生する事業の実施
- (5) その他事業に係る変更

(関係法令等の遵守)

第7条 乙は、関係法令等に従って、実施方針に定める業務を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、乙の役員若しくは事業に従事する従業員又はこれらの者であった者が、事業に関し知りえた秘密を洩らし、または自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、以下の各号に記載する情報については秘密情報に含まれない。

- (1) 情報受領時において、既に公になっている情報
- (2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらず公知となった情報
- (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく、第三者により適法に取得した情報

(4) 自らが相手方から開示される以前から適法に有していた情報

(5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に取得した情報

(個人情報の保護)

第 9 条 乙は、事業に関する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令や、甲が定める条例等を遵守し、個人の権利利益を侵害することができないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(暴力団の排除)

第 10 条 乙は、甲が定める条例に規定する暴力団の排除についての基本理念に基づき、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業に関し、暴力団排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。

(2) 事業の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(3) 事業に際し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(善管注意義務)

第 11 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、事業を運営しなければならない。

(許認可等の取得等)

第 12 条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、事業の実施に必要な許認可等を自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。ただし、甲の各者の公有財産を使用しサイクルポートを設置する際には、甲乙協議の上、手続きを行う。

(委託)

第 13 条 乙は、事業の全部または大部分若しくは重要な部分を第三者に委託してはならない。

2 乙は、前項の規定に関わらず、あらかじめ文書又は別途甲と乙とが合意した方法による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において事業の一部を第三者（乙が事業に付帯する民間事業に関して業務提携している事業者を含む。）に委託すること（以下この条において「委託」という。）ができる。なお、乙は、乙が事業に関して業務提携している事業者に対しては本協定を開示することができる。

3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に委託してはならない。

4 乙は、委託については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。

5 乙は、第 2 項の規定により委託をする場合は、募集要項等及び提案書等の記載に従い、可能な限り和泉市内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。

6 乙は、第 2 項の規定により委託をする場合は、委託する第三者に対して、乙が本協定において負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

(事業報告)

第 14 条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「中間報告事項」という。）を記録するとともに、事業実施期間翌年度の 4 月 30 日までに報告事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項
- (2) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (3) 事業の課題に関する事項
- (4) 事故及び苦情等に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

(事業責任者の選任)

第 15 条 乙は、事業に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

- 2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。なお、選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 事業責任者は、事業の内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。
- 4 事業責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の統括に関すること。
 - (2) 事業の利用者等の安全対策に関すること。
 - (3) 甲との連絡調整に関すること。
 - (4) 事業に従事する従業員の指導監督に関すること。

(職務代理者の選任)

第 16 条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

- 2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。なお、選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第 17 条 前 2 条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の円滑な対応等が図られるよう事業に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(サイクルポート用公有財産の使用中止)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙のサイクルポート用公有財産の使用の中止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲が提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の履行が不能となった場合
- (4) 乙に係る破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

- (5) 甲において、公用、公共用または公益事業に供するためサイクルポート用公有財産を必要とする場合
- (6) 乙が使用するサイクルポート用公有財産の施設内において、公共施設等の利用者等へ支障が生じた場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合
(原状回復等)

第 19 条 乙は、実施期間が満了したとき（前条の規定により、サイクルポート用公有財産の使用が中止された時を含む。）は、その費用及び責任においてサイクルポート用公有財産を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者（以下「管理承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に関わる部分については、この限りではない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなくサイクルポート用公有財産を原状に回復しない場合は、乙に代わってサイクルポート用公有財産を原状に回復するために必要な措置をとができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(業務等の引継ぎ)

第 20 条 乙は、実施期間が満了したとき以後にサイクルポート用公有財産の管理が引き続き円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は管理承継者に対してサイクルポート用公有財産及びその管理業務の引継ぎを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定による引継ぎに要する費用を負担するものとする。
- 3 乙は、実施期間が満了したとき以後であっても、甲の求めがあったときは、第 1 項の引継ぎが完了するまでの間、自らの費用及び責任においてサイクルポート用公有財産の必要最小限度の維持保全を行うものとする。

(甲の損害賠償義務)

第 21 条 甲は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第 22 条 乙は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、事業の実施に付随関連して、サイクルポート用公有財産の全部または一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第 23 条 乙は、事業の実施に当たってその責めに帰すべき事由により、又は事業に瑕疵があつたことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

(不可抗力)

第 24 条 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となつた場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置を取り、不可抗力により生じずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となつた場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(地位等の譲渡等の禁止)

第 25 条 乙は、事業の実施に関して生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲が承認した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、事業を実施するために自己の費用及び責任においてサイクルポート用公有財産に設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(合併等の報告等)

第 26 条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為(以下「合併等」という。)をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けこととなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(情報の公表)

第 27 条 甲は、次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。

- (1) 本協定書
(2) 第 3 章の規定により乙が作成し、甲に提出した報告書
(3) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第 28 条 本協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 乙が本協定の定めるところに従い、甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的

記録によるものを含む。) の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。甲は、乙からの著作権譲渡の対象となった報告書その他の書面及び図面(電磁的記録によるものを含む。)について、乙による使用を許諾する。

(解釈)

第 29 条 甲が本協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立ち合いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義等の決定)

第 30 条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有する。
令和●年●月●日

甲 所 在 地	和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
名 称	和泉市
代 表 者	和泉市長 辻 宏 康

乙 所 在 地	●●●
商号又は名称	●●●●●●
代表者氏名	●●●●●●●●●●